

登録教習機関の技能講習業務の休止の公示について

下記の機関より、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和 47 年労働省令第 44 号、以下「登録省令」という。）第 23 条の 2 の規定に基づき技能講習業務休止届出書が提出されたので、登録省令第 25 条の 3 の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称 一般社団法人日本鳶工業連合会
- 2 登録教習機関の住所 東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 20 号
- 3 登録教習機関の代表者の職氏名 会長 岡本 啓志
- 4 休止する技能講習業務の範囲 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 5 休止年月日 令和 8 年 6 月 1 日
- 6 休止の期間 令和 11 年 3 月 30 日まで

令和 8 年 6 月 15 日

富山労働局長

